

○ 大阪成蹊大学学則

平成15年4月1日制定

第1章 総則

第1節 目的及び自己点検・評価

(目的)

第1条 本学は人間の徳を涵養する成蹊の名を体し、幅広く深い教養と総合的な判断力を備えた豊かな人間性を培うとともに、深く専門の学芸を教授研究し、実践的な専門教育に重きを置く大学教育を施し、実社会において知的、道徳的及び応用的能力を展開し得る人材の育成を目的とする。

(自己点検・評価)

第2条 本学は、その教育水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関する規程は、別に定める。

第2節 組織

(学部、学科及び収容定員)

第3条 本学に、次の学部、学科を置く。

経営学部

経営学科

スポーツマネジメント学科

芸術学部

造形芸術学科

教育学部

教育学科

国際観光学部

国際観光学科

データサイエンス学部

データサイエンス学科

看護学部

看護学科

2 前項の学部、学科における教育研究目的は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 経営学部

現代の社会・経済・経営・情報環境におけるビジネスとマネジメントを学び、グローバル化・情報化の進展する現代産業社会において、複雑化・多様化する経営上の諸問題を解決しうる能力を持った人材を育成する。

① 経営学科

現代の社会・経済・経営・情報環境の下で求められる「ビジネスとマネジメント、及び情報処理に関する基礎的能力とスキル」及び「コミュニケーションに関する基礎的能力とスキル」を備え、現代の多様な経営課題の解決に貢献できる人材を育成する。

② スポーツマネジメント学科

現代の社会・経済・経営・情報環境の下で求められる「スポーツ産業に係るビジネスとマネジメントに関する基礎的能力とスキル」及び「コミュニケーションに関する基礎的能力とスキル」を備え、スポーツ産業における現代の多様な経営課題の解決に貢献できる人材を育成する。

(2) 芸術学部 造形芸術学科

芸術的教養や芸術的表現能力を育成するとともに、専門領域を超えた幅広い視野と知識を持ち、社会の要請を敏感に感じ取り社会との関わりにおいてその芸術的感性や表現能力を生かし、伝統的な造形表現と未来を開く革新的な造形思考との往還の中に現代人の置かれたさまざまな局面を捉え、未来的な展望のもとに個性豊かな表現の可能性を追求できるとともに、心豊かな社会の実現に寄与することのできる人材の育成をする。

(3) 教育学部 教育学科

時代が求める新しい教育への対応と普遍的な教育の営みとを総合的・専門的に学修し、未来を切り拓く子どもの「生きる力」を育むことのできる幅広い教養をもった専門職業人を育成する。

(4) 国際観光学部 国際観光学科

現代の社会・経済・経営・情報環境の下で求められる「グローバル化が進む産業及び観光関連産業に係るビジネスとマネジメントに関する基礎的能力とスキル」及び「国際コミュニケーションに関する基礎的能力とスキル」を備え、持続可能な観光経営モデルの創出や地域における観光政策・観光振興、グローバル市場を視野に入れた国際ビジネスの展開など、グローバル化が進む産業及び観光関連産業における現代の多様な経営課題の解決に貢献できる人材を育成する。

(5) データサイエンス学部 データサイエンス学科

データの時代にこそ必要とされる「人間力」を高め、データを正しく扱うための知識や技能、科学的方法についての理解を持ち、データから新しい知見や価値を見出す分析力と思考力、データをもとに社会や組織の課題を解決していくための創造力や実践力、コミュニケーション力、協働力、データ活用にあたっての倫理観を備え、データサイエンスによる課題解決や課題探索により未来の社会づくりに貢献するデータサイエンス人材を育成する。

(6) 看護学部 看護学科

看護の実践に必要な基礎的・専門的知識と技術や態度を理解し、自律して看護実践を行うことができるとともに、生活する人々の多様な健康課題を理解し、高度な医療に必要な技術と支援を探究できる人材、さらに今後、変化する社会が要請する人々への支援と包括ケアシステムや多職種連携の必要性を考え、地域社会に貢献できる看護職者を養成する。

3 前項の各学部置く学科、入学定員、編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	第3年次編入学定員	収容定員
経営学部	経営学科	140	10	580
	スポーツマネジメント学科	120	1	482
	計	260	11	1,062
芸術学部	造形芸術学科	220	7	894
教育学部	教育学科	初等教育専攻	5	610
		中等教育専攻	0	280
	計	220	5	890
国際観光学部	国際観光学科	80	2	324
データサイエンス学部	データサイエンス学科	80	0	320
看護学部	看護学科	80	0	320
合計		940	25	3,810

(大学院)

第3条の2 本学に、大学院を置く。

2 大学院に関する学則は、別に定める。

(図書館)

第4条 本学に、図書館を置く。

2 図書館に関し必要な事項は、別に定める。

(保健センター)

第5条 本学に、保健センターを置く。

2 保健センターに関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第6条 本学に事務組織を置く。

2 事務組織に関し必要な事項は、別に定める。

第3節 教職員組織

(教職員)

第7条 本学に学長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置く。ただし、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合は、准教授、助教又は助手を置かないことができる。

2 本学に、前項のほか、副学長、学部長、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

(職務)

第8条 学長は、本学を代表し校務を掌り、所属教職員を統括する。教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。講師は教授又は准教授に準ずる職務に従事する。

2 その他の事務職員の職務については、別に定める。

第4節 評議会及び教授会

(評議会)

第9条 本学に、本学の教育研究に関する重要事項を審議するため評議会を置く。

2 評議会に関し必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第10条 学部にて、学部の教育研究に関する重要事項を審議するため教授会を置く。

2 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 学部通則

第1節 学年、学期及び休業日

(学年)

第11条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第12条 学年を、次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第13条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 本学園の創立記念日（4月20日）
- (4) 春期休業日（3月1日から3月31日まで）
- (5) 夏期休業日（7月21日から8月31日まで）
- (6) 冬期休業日（12月24日から翌年1月6日まで）

2 必要がある場合は、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第2節 修業年限及び在学期間

(修業年限)

第14条 本学の修業年限は、4年とする。

2 在学期間は、8年を超えることはできない。ただし、第20条第1項、第21条第1項及び第22条第1項の規定により入学を許可された者は、それぞれの在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することはできない。

第3節 入学、編入学、再入学、休学、復学、転学、退学、除籍及び復籍等

(入学時期)

第15条 入学時期は学年の始めから30日以内とする。ただし、転入学及び再入学については、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第16条 学部に入學することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育

を修了した者を含む。)

- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定（以下「旧検定」という。）に合格した者を含む。）
- (8) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であつて、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

（入学の出願）

第17条 本学に入学を志願する者は、入学志願票に別に定める書類及び第54条に定める検定料を添えて願い出なければならない。

（入学者の選考）

第18条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

（入学手続及び入学許可）

第19条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受け、入学しようとするものは、所定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、所定の入学手続料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

（編入学）

第20条 次の各号の一に該当する者で、本学へ編入学を志願する者があるときは、選考の上、学長は相当の年次に入学を許可することがある。

- (1) 高等専門学校又は短期大学（外国の短期大学を含む。）を卒業した者
- (2) 大学（外国の大学を含む。）を卒業した者又は学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 他の大学（外国の大学を含む。）に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
- (4) その他法令により大学の途中年次に入学できるものと認められている者

2 前項の規定により、編入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱いについては、当該学部の教授会の審議を経て、学部長が決定する。

（再入学）

第21条 やむを得ない事由により本学を退学した者で、同一学科に再入学を志願する者があるときは、選考の上、学長は相当年次に再入学を許可することがある。

2 前項の規定により、再入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱いについては、当該学部の教授会の審議を経て、学長が決定する。

（転入学）

第22条 他の大学（外国の大学を含む。）に在学している者で、本学への転入学を志願する者があるときは、選考の上、学長は相当年次に入学を許可することがある。

2 前項の規定により、転入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱いについては、当該学部の教授会の審議を経て、学長が決定する。

（転学部及び転学科）

第23条 他の学部に転学部を志願する者は、転学部先の学部教授会の審議を経て、学長が許可することがある。

2 他の学科に転学科を志願する者は、学部教授会の審議を経て、学長が許可することがある。

3 第1項及び第2項の規定により、転学部又は転学科を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取

扱いについては、新たに所属することとなる学部の教授会の審議を経て、学部長が決定する。

(準用)

第24条 第17条、第18条及び第19条の規定は、第20条、第21条及び第22条の規定により入学するものに準用する。

(休学)

第25条 学生は、疾病その他正当な事由により2月以上修学することができないときは、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため就学することが適当でないと認められる者については、学長が休学を命ずることができる。

(休学期間)

第26条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができるが、通算3年を超えることはできない。

2 休学期間は、第14条に定める在学期間に算入しない。

(復学)

第27条 休学期間中に、その事由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第28条 他の大学に、入学又は転入学を志願しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第29条 外国の大学又は短期大学で修学することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項により留学した期間は、第14条の定める修業年限に含めることができる。

3 第1項による留学期間中に履修した授業科目について修得した単位の取扱いは、第39条第2項の規定を準用する。

(退学)

第30条 退学をしようとする者は、学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第31条 次の各号の一に該当する者は、当該学部の教授会の審議を経て、学長が除籍する。

- (1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第14条第2項に定める在学年限を越えた者
- (3) 第26条に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- (4) 長期間にわたり行方不明で修学できない者

(復籍)

第32条 前条(1)により除籍となった者が復籍を希望する場合は、学長の許可を得て復籍することができる。

第4節 教育課程及び履修方法等

(教育課程の編成方針)

第33条 本学は、学部及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、学部の学科に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

(教育課程の編成方法等)

第34条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

2 授業科目及びその単位数並びに履修方法については、別に定める。

(授業の方法等)

第35条 授業は、講義、演習、実験、実習、若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

(単位)

第36条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準によるものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とす

る。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規程にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目についてはこれらの学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(単位の授与)

第37条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、担当教員が所定の単位を与える。

(他の学部の授業科目の履修等)

第38条 教育上有益と認められるときは、学生は、他の学部の授業科目を履修し、その単位を修得することができる。

2 他の学部の授業科目の履修に関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第39条 教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学において、履修した授業科目について修得した単位は60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。但し、保育士に関する授業科目については30単位以内とする。

2 前項の規定は、外国の大学又は短期大学に留学し修得した場合に準用する。

3 他の大学又は短期大学における授業科目の履修に関し必要な事項は、別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第40条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該学部の教授会の審議を経て、当該学部長が本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。但し、保育士に関する授業科目については30単位以内とする。

3 大学以外の教育施設等における学修に関し必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第41条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、学部教授会の審議を経て、学長が本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、編入学及び転入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて60単位を超えないものとする。但し、保育士に関する授業科目については30単位以内とする。

4 既修得単位等の認定に関し必要な事項は、別に定める。

(成績の評価)

第42条 成績評価は、秀・優・良・可及び不可をもって表し、可以上を合格とする。

(教育職員免許状)

第43条 教育職員免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所定の単位を修得しなければならない。

2 本学において当該所要資格を取得できる教育職員免許状の種類及び教科は、別表のとおりとする。

(司書教諭資格)

第43条の2 司書教諭の資格を取得しようとする者は、小学校教諭、中学校教諭もしくは高等学校教諭のいずれかの免許状授与に必要な所定の単位の修得のほか、学校図書館法（昭和28年法律第185号）及び学校図書館司書教諭講習規程（昭和29年文部省令第21号）に定める所定の単位を修得しなければならない。

(保育士資格)

第43条の3 教育学部の学生で保育士資格を取得しようとする者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）に定める所定の単位を修得しなければならない。

(博物館学芸員資格)

第43条の4 本学において博物館法（昭和26年法律第285号）同法施行規則（昭和30年文部省令第24号）に規定する博物館に関する科目及び別に定める科目の単位を取得した者には、学芸員の資格証明書を授与する。

（国家試験等受験資格の認定）

第44条 看護師及び保健師国家試験受験資格を得ようとする者は、保健師助産師看護師学校養成所指定規則に定める科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

第5節 卒業及び学位

（卒業）

第45条 本学に第14条の規定による修業年限以上在学し、次に掲げる単位数を修得した者については、当該学部の教授会の審議を経て、学長が卒業を認定する。

経営学部 経営学科

科目区分	卒業必要単位数	
大学共通科目	36単位以上	
専門科目	学部共通専門科目	24単位以上
	学科別専門科目	54単位以上
自由枠	大学共通科目若しくは専門科目	10単位以上
124単位以上		

経営学部 スポーツマネジメント学科

科目区分	卒業必要単位数	
大学共通科目	36単位以上	
専門科目	学部共通専門科目	24単位以上
	学科別専門科目	54単位以上
自由枠	大学共通科目若しくは専門科目	10単位以上
124単位以上		

芸術学部

科目区分	卒業必要単位数	
大学共通科目	36単位以上	
専門科目	学部共通科目	34単位以上
	コース別科目	34単位以上
	学部共通科目若しくはコース別科目	10単位以上
自由枠	大学共通科目若しくは専門科目	10単位以上
124単位以上		

教育学部

科目区分	卒業必要単位数	
大学共通科目	26単位以上	
専門科目	80単位以上	
自由枠	18単位以上	
124単位以上		

国際観光学部

科目区分	卒業必要単位数	
大学共通科目	36単位以上	
専門科目	学部専門科目	78単位以上
自由枠	大学共通科目もしくは専門科目	10単位以上
124単位以上		

データサイエンス学部

科目区分	卒業必要単位数	
大学共通科目	32単位以上	
専門科目	92単位以上	
124単位以上		

看護学部

科目区分	卒業必要単位数	
大学共通科目	20単位以上	
専門科目	112単位以上	
132単位以上		

（学位）

第46条 卒業した者には、学士の学位を授与する。

2 学位の授与等に関し必要な事項は、別に定める。

第6節 賞罰

(表彰)

第47条 優秀な学業成績を修め又は模範となる行為のあった学生に対しては、当該学部の教授会の審議を経て学長が表彰することができる。

(懲戒)

第48条 学生が、本学の諸規則及び諸指示を守らないときは、別に定めるところにより、学長が懲戒する。

- 2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 前項の懲戒のうち、退学については、次の各号に該当する者に対して行うことができる。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 正当な理由なくして出席が常でない者
 - (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第7節 研究生、聴講生、科目等履修生、単位互換履修生及び外国人留学生

(研究生)

第49条 本学において、特別の専門事項について研究することを志願する者があるときは、本学の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

- 2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第50条 本学において、特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、本学の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、聴講生として入学を許可することができる。

- 2 聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第51条 本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目について履修することを志願する者について、本学の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可し、単位を与えることができる。

- 2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(単位互換履修生)

第52条 他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。以下この項において「他の大学等」という。）の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他の大学等との協議に基づき、単位互換履修生として、入学を許可することができる。

- 2 単位互換履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第53条 外国人で、本学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

- 2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第8節 入学検定料、入学金及び授業料等

(入学検定料)

第54条 本学への入学志願者は、別に定める入学検定料を納めなければならない。

(入学金、授業料及び教育充実費)

第55条 入学金及び授業料並びに教育充実費（以下、「授業料等」という。）の額は次のとおりとする。

種別		入学金	授業料	教育充実費	
年額	経営学部	250,000円	795,000円	197,000円	
	芸術学部	200,000円	1,272,000円	197,000円	
	教育学部	250,000円	870,000円	310,000円	
	国際観光学部	250,000円	963,000円	197,000円	
	データサイエンス学部	1年次	250,000円	1,200,000円	204,000円
		2年次以降	-	1,296,000円	204,000円
	看護学部	1年次	250,000円	1,260,000円	384,000円
2年次以降		-	1,260,000円	450,000円	

2 外国人留学生、科目等履修生及び研究生の入学検定料、入学金及び授業料等については、別に定める。
(授業料等の納期)

第56条 入学金の納期は、入学時とし、授業料等の納期は、各年度に係わる授業料等については前期及び後期の2期に区分して行うものとし、それぞれの期において納入する額は年額の2分の1に相当する額とする。

2 授業料等の納期は、前期分にあたっては4月30日まで、後期分にあたっては10月2日までに納入しなければならない。

3 本学において特別の事情があると認められた者は、前項の規定にかかわらず分納又は延納を認めるものとする。

4 前項の分納又は延納の期限等については、別に定める。

(その他の納付金)

第57条 実験実習費その他必要な費用は別に徴収する。

(復学等の場合の授業料等)

第58条 学年の中途において復学した者の授業料等の額は、授業料等の年額の12分の1に相当する額に復学の日の属する月から当該学期末までの月数を乗じた額とし、これを復学した日の属する月に納入しなければならない。

(休学の場合の授業料等)

第59条 休学期間中の授業料等は免除する。

2 前期又は後期の途中で休学した者は、休学許可された月の翌月から復学した月の前月までの授業料等を免除する。

3 休学者は、休学期間中の在籍料を納付しなければならない。

在籍料 年額 30,000円

(退学等の場合の授業料等)

第60条 退学、転学する者は、その当該期までの授業料等は全額を納入しなければならない。

(授業料等の免除)

第61条 経済的理由により授業料等の納入が困難と認められる者、休学中の者、その他特別の理由があると認められる者に対しては、授業料等の全額若しくは一部を免除し、又は授業料等を分納して納入させることができる。

2 授業料等の減免等に関し必要な事項は別に定める。

第9節 公開講座

(公開講座)

第62条 地域社会の教育と文化・芸術の向上に資するため、必要に応じて公開講座を開設する。

附 則

1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。

2 ただし、平成15年度、16年度においては、芸術学部は第3条第2項の第3年次編入学定員にかかわらず、3年次に220名の入学生を受け入れることができる。

附 則 (平成17年4月1日)

1 この学則は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度入学生から適用する。

2 平成15年度、16年度入学生については、従前の例による。

附 則 (平成18年4月1日) 改正 平成24年3月23日

1 この学則は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度入学生から適用する。

2 平成15年度、16年度、17年度入学生については、従前の例による。

(学科の存続に関する経過措置)

大阪成蹊大学 芸術学部美術・工芸学科、デザイン学科は改正後の第3条の規定にかかわらず、当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

(教職課程の存続に関する経過措置)

大阪成蹊大学 芸術学部美術・工芸学科、デザイン学科は改正後の第43条の規定にかかわらず、当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則 (平成18年11月16日)

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年1月24日）

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日）

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年11月17日）

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成21年12月15日）

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

改正後の学則第3条の規定は、平成23年度の入学生及び編入学生から適用する。

附 則（平成22年7月20日）

この学則は、平成22年9月1日から施行する。

附 則（平成22年9月21日）

この学則は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度入学生から適用する。

附 則（平成24年2月23日）

この学則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第45条については、平成24年度の入学生及び平成26年度の編入学生から適用する。

附 則（平成24年3月23日）

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

平成18年4月1日附則の2（学科の存続に関する経過措置）（教職課程に関する経過措置）については、平成24年3月22日現在、当該学科に在学する者がいなくなるため、平成24年3月31日をもって解除する。

附 則（平成24年3月23日）

この学則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第59条第3項については、平成24年度の入学生及び編入学生から適用する。

附 則（平成25年3月26日）

- この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 第3条に規定する芸術学部情報デザイン学科、環境デザイン学科及び美術学科の学生定員は、同条に係わらず、平成26年度から平成28年度まではそれぞれ次のとおりとする。

年度	芸術学部									合計
	情報デザイン学科			環境デザイン学科			美術学科			
	入学定員	第3年次編入学定員	収容定員	入学定員	第3年次編入学定員	収容定員	入学定員	第3年次編入学定員	収容定員	
平成26年度	97	0	315	30	0	169	30	0	138	622
平成27年度	97	0	334	30	0	150	30	0	130	614
平成28年度	97	0	361	30	0	135	30	0	125	621

附 則（平成25年3月26日）

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年2月20日）

この学則は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度入学生から適用する。

附 則（平成26年3月27日）

- この学則は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度入学生から適用する。
- 平成26年度以前の入学生については、なお従前の例による。

（学科の存続に関する経過措置）

大阪成蹊大学芸術学部情報デザイン学科、環境デザイン学科及び美術学科は改正後の第3条の規定にかかわらず、当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

（教職課程の存続に関する経過措置）

大阪成蹊大学芸術学部情報デザイン学科、環境デザイン学科及び美術学科は改正後の第43条の規定にかか

ならず、当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

- 3 第3条に規定する各学部、学科の収容定員は、同条の規定に係わらず、平成27年度から平成29年度まではそれぞれ次のとおりとする。

学部	学科	平成27年度	平成28年度	平成29年度
マネジメント学部	マネジメント学科	820	760	740
芸術学部	情報デザイン学科	237	167	97
	環境デザイン学科	120	75	30
	美術学科	100	65	30
	造形芸術学科	177	354	531
	計	634	661	688
教育学部	教育学科	220	350	420
合計		1674	1771	1908

附 則（平成26年11月20日）

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年2月19日）

この学則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第45条については、平成27年度の入学生から適用する。

附 則（平成27年3月26日）

- この学則は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度入学生から適用する。
- 第3条に規定する各学部、学科の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成28年度から平成30年度まではそれぞれ次のとおりとする。

学部	学科	平成28年度	平成29年度	平成30年度
マネジメント学部	マネジメント学科	670	560	450
	スポーツマネジメント学科	90	180	270
	計	760	740	720
芸術学部	情報デザイン学科	167	97	0
	環境デザイン学科	75	30	0
	美術学科	65	30	0
	造形芸術学科	354	531	708
	計	661	688	708
教育学部	教育学科	350	480	500
合計		1771	1908	1928

附 則（平成27年5月28日）

（施行期日等）

- この学則は、平成27年9月1日から施行する。
- この学則による改正後の第55条の規定は、平成28年度入学生からの教育学部教育充実費について適用する。

附 則（平成28年3月24日）

- この学則は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度入学生から適用する。

附 則（平成29年2月23日）

- この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 第3条に規定する各学部、学科の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成30年度から平成32年度まではそれぞれ次のとおりとする。

学部	学科	平成30年度	平成31年度	平成32年度
マネジメント学部	マネジメント学科	431	322	302
	スポーツマネジメント学科	291	402	422
	国際観光ビジネス学科	60	120	182
	計	782	844	906
芸術学部	造形芸術学科	709	710	710

教育学部	教育学科	初等教育専攻	495	490	490
		中等教育専攻	60	120	180
	計	555	610	670	
合計			2046	2164	2286

附 則（平成30年2月22日）

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月19日）

- この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- この学則による改正後の第55条の規定は、平成31年度入学生からの授業料について適用する。

附 則（平成30年11月22日）

- この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 第3条に規定する各学部、学科の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成31年度から平成33年度まではそれぞれ次のとおりとする。

学部	学科	平成31年度	平成32年度	平成33年度	
マネジメント学部	マネジメント学科	322	302	282	
	スポーツマネジメント学科	402	422	442	
	国際観光ビジネス学科	120	182	244	
	計	844	906	968	
芸術学部	造形芸術学科	723	736	749	
教育学部	教育学科	初等教育専攻	490	490	490
		中等教育専攻	120	180	240
	計	610	670	730	
合計		2177	2312	2447	

附 則（平成31年1月24日）

この学則は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度入学生から適用する。

附 則（平成31年3月28日）

この学則は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度入学生から適用する。

附 則（令和2年2月27日）

- この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 名称変更については、令和2年度在学学生から適用する。
- 第3条に規定する各学部、学科の収容定員は、同条の規定にかかわらず令和2年度から令和4年度まではそれぞれ次のとおりとする。

学部	学科	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
経営学部	経営学科	342	362	402	
	スポーツマネジメント学科	422	442	442	
	国際観光ビジネス学科	202	284	304	
	計	966	1088	1148	
芸術学部	造形芸術学科	736	749	762	
教育学部	教育学科	初等教育専攻	510	530	550
		中等教育専攻	180	240	240
	計	690	770	790	
合計		2392	2607	2700	

- 第43条第2項の別表に関しては令和2年度入学生から適用する。

附 則（令和4年1月27日）

- この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 令和3年度以前の入学生については、なお従前の例による。

（学科の存続に関する経過措置）

大阪成蹊大学経営学部国際観光ビジネス学科は、改正後の第3条の規定にかかわらず、当該学科に在籍する者が当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。

(教職課程の存続に関する経過措置)

大阪成蹊大学経営学部国際観光ビジネス学科は、改正後の第43条の規定にかかわらず、当該学科に在籍する者が当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。

3 経営学部国際観光ビジネス学科の3年次編入については、第3条の規定にかかわらず令和6年度より募集停止する。

4 第3条に規定する各学部、学科の収容定員は、同条の規定にかかわらず令和4年度から令和6年度まではそれぞれ次のとおりとする。

学部	学科	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
経営学部	経営学科	432	502	532	
	スポーツマネジメント学科	452	462	472	
	国際観光ビジネス学科	224	164	82	
	計	1,108	1,128	1,086	
芸術学部	造形芸術学科	792	822	852	
教育学部	教育学科	初等教育専攻	560	590	600
		中等教育専攻	250	260	270
	計	810	850	870	
国際観光学部	国際観光学科	80	160	242	
合計		2,790	2,960	3,050	

附 則 (令和5年1月26日)

1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。

2 第3条に規定する各学部、学科の収容定員は、同条の規定にかかわらず令和5年度から令和7年度まではそれぞれ次のとおりとする。

学部	学科	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
経営学部	経営学科	511	550	580	
	スポーツマネジメント学科	462	472	482	
	国際観光ビジネス学科	164	82	0	
	計	1,137	1,104	1,062	
芸術学部	造形芸術学科	828	864	894	
教育学部	教育学科	初等教育専攻	590	600	610
		中等教育専攻	260	270	280
	計	850	870	890	
国際観光学部	国際観光学科	160	242	324	
データサイエンス学部	データサイエンス学科	80	160	240	
看護学部	看護学科	80	160	240	
合計		3,135	3,400	3,650	

別表（学則第43条第2項）

取得できる教員免許状の種類

学部・学科		教育職員免許状の種類	免許教科
経営学部	経営学科	中学校教諭一種免許状	社会
		高等学校教諭一種免許状	公民、商業
	スポーツマネジメント学科	中学校教諭一種免許状	社会
		高等学校教諭一種免許状	公民
芸術学部 造形芸術学科		中学校教諭一種免許状	美術
		高等学校教諭一種免許状	美術
教育学部 教育学科			
	初等教育専攻	幼稚園教諭一種免許状	
		小学校教諭一種免許状	
	中等教育専攻	中学校教諭一種免許状	英語、保健体育
		高等学校教諭一種免許状	
		特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者）	
		特別支援学校教諭一種免許状（肢体不自由者）	
		特別支援学校教諭一種免許状（病弱者）	
国際観光学部 国際観光学科		高等学校教諭一種免許状	商業
データサイエンス学部 データサイエンス学科		高等学校教諭一種免許状	情報
看護学部 看護学科		養護教諭一種免許状	

○ 大阪成蹊大学履修規程

令和4年4月1日制定

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪成蹊大学学則(平成15年4月1日。以下「学則」という。)第34条第2項の規定に基づき、大阪成蹊大学(以下「本学」という。)の授業科目の履修及び単位修得方法について、必要な事項を定める。

(教育課程)

第2条 本学の授業科目の分類を、大学共通科目、専門科目及び自由枠とする。

第3条 本学の授業科目の種類を、必修科目、選択科目及び自由科目とする。

第4条 授業の方法は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれか又はこれらの併用による。

第5条 本学における授業科目及び単位数は別表第1に定め、入学時の規定に従う。

2 前項の規定にかかわらず、授業科目によっては、やむを得ない事情により開講しないことがある。

3 第1項に定めるもののほか、学則第43条に定める教育職員免許状取得にかかわる科目、司書教諭資格取得にかかわる科目、博物館学芸員資格取得にかかわる科目を、別表第1備考及び別表第2に定める。

(授業時間)

第6条 本学部における授業時間は、1日6時制限とし、年間を通じて次の通りとする。

第1時限 8時50分から10時30分まで

第2時限 10時40分から12時20分まで

第3時限 13時10分から14時50分まで

第4時限 15時00分から16時40分まで

第5時限 16時50分から18時30分まで

第6時限 18時40分から20時20分まで

2 授業時間は、100分を単位とする。

3 土曜日については、原則として4時限までとする。

4 授業の休講措置にかかわる事項は、次の通りとする。

阪急電鉄が運休した場合(ストライキ等を含む)、又は大阪府内のいずれかに暴風警報もしくは特別警報(種類不問)が発令されている場合は、休講とする。なお、7時までに解除された時は、平常どおり授業を行い、11時までに解除された時は、第3時限から授業を行い、11時以降に解除された時は、全日休講とする。

第2章 履修申請

(履修登録)

第7条 学生は、各自の責任において、当該学期の始めに定められた方法により履修する授業科目を登録しなければならない。

2 登録をしていない授業科目の受講・受験単位修得は認められない。

3 登録に関する禁止事項は、次の通りとする。

(1) 同一時限に行われる授業科目を二重登録することはできない。

(2) クラス別に時間割が定められている授業は、指定のクラス以外で登録することはできない。

(3) 単位修得済みの科目を登録することはできない。

(4) 特に指示のない限り、上位年次配当科目の登録をすることはできない。

(5) 学費の無届未納者は、履修登録をすることはできない。

(6) いったん登録した履修科目の変更、追加等は認められない。

4 授業開始後、所定の期間に限り、履修の取り消しを申請し認められた場合、履修の変更を許可する。

5 第3項第3号の規定にかかわらず、編入学生及び転学部又は転学科をした学生の履修については別に定める。

(履修科目の登録の上限 (CAP制))

第8条 一学期に履修科目として登録できる単位数の上限は、22単位までとする。なお、第5条3別表第2に定める科目、及び学外で行われる実地指導関連科目の単位数については、制限単位数に含めない。

2 教育学部に限り所属するコースで取得できる2種類の免許資格の取得を目指す場合は24単位までとする。

3 前項の規定にかかわらず、直前の学期に20単位以上修得し、直前学期のGPAが3.0以上である者について、または教育学部に限り前年度一年間で40単位以上修得し、前年度一年間のGPAが3.0以上である者については次の表の通り上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

学 部 名	上限単位数	上限を超えて登録を認める単位数
経営学部・国際観光学部・芸術学部・データサイエンス学部	22単位	26単位
教育学部		32単位
教育学部 ※2種類以上の免許資格を目指す場合	24単位	

4 看護学部に限り第1項の規定にかかわらず、履修科目として登録できる単位数の上限は、年間50単位とする。なお、保健師教育課程および養護教諭一種免許教育課程を履修する場合は、上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(再履修)

第9条 単位を修得できなかった科目については、次学期以降に再履修して、単位を修得することができる。

2 必修科目は、その科目の単位が修得できるまで履修しなければならない。

(履修要件)

第10条 以下に示す科目については、次の各号に掲げる要件を全て満たした場合に履修することができる。

学 部 名	科 目 名
経営学部・国際観光学部	専門演習5 及び 専門演習6
芸術学部	卒業研究・制作1 及び 卒業研究・制作2
教育学部	専門演習Ⅰ 及び 専門演習Ⅱ
データサイエンス学部	卒業研究2 及び 卒業研究3

(1) 2年次終了時の通算GPAが1.20以上、若しくは3年次の年間GPAが1.20以上、又は標準修業年限を超えて在学する者。

(2) 修得した単位のうち、卒業に必要な単位数の合計が原則として90単位以上であること。

(3) 経営学部及び国際観光学部については「専門演習1」「専門演習2」および、「専門演習3」又は「専門演習4」のいずれかを修得していること。

(4) データサイエンス学部については、「未来クリエーションプロジェクト1」「未来クリエーションプロジェクト2」「未来クリエーションプロジェクト3」「未来クリエーションプロジェクト4」および「卒業研究1」を修得していること。

(5) 看護学部については、第1号および第2号の規定にかかわらず、以下に示す科目について、定められた履修要件を満たしていること。

科目	配当年次	履修要件
基礎看護学実習Ⅱ	2	「看護学概論Ⅰ・Ⅱ」「基礎看護学方法論Ⅰ・Ⅱ」「基礎看護学実習Ⅰ」の単位を修得しており、かつ「基礎看護学方法論Ⅲ・Ⅳ」の受験資格を有していること。
3年次前期開講科目	3前	2年までの必修科目の単位を全て修得していること。
成人、老年、地域・在宅、精神、母性、小児の看護学実習	3	専門科目(専門分野)の全ての「看護学援助論(Ⅰ・Ⅱを含む)」の単位を修得しており、かつ全ての「看護学援助方法論(Ⅰ・Ⅱを含む)」の受験資格を有していること。
看護の統合と実践実習	4前	3年次の実習科目の単位を全て修得していること。

卒業研究Ⅰ・Ⅱ	4前・後	2年次終了時の通算GPAが1.50以上、もしくは3年次の年間GPAが1.50以上であること。修得した単位のうち、卒業に必要な単位数の合計が原則として121単位以上であること。
---------	------	---

第3章 試験及び成績評価

(試験の種類)

第11条 本学の試験の種類を、定期試験(前・後期末)、追試験及び再試験とする。

2 前項のほか、担当教員が必要と認めた場合は、臨時に試験を行うことがある。

(試験の方法)

第12条 試験は、筆記試験によるもののほか、実習・実技試験、口述試験、レポートその他の提出物によるものとする。

(受験資格)

第13条 学費未納者は、試験を受けることができない。

(試験時間)

第14条 試験時間は、原則として60分とし、時間配当は別途掲示で告知する。

(試験の延期、中止)

第15条 気象警報の発令、交通機関のストライキ等に伴う試験の延期又は中止については、第6条第4項に準ずる。

(受験心得)

第16条 受験者は、受験心得を遵守し、監督者の指示に従わなければならない。

2 受験者は、必ず学生証又は科目等履修生証を提示すること。なお、これらを携帯していない者は、学生部学生課で仮学生証の交付を受けなければならない。

3 試験場に20分以上遅れて入室することはできない。また、30分以上経過しなければ、退室することはできない。

4 答案用紙には、学籍番号・氏名を正確に記入すること。なお、記入のない答案は、無効とする。また、学籍番号・氏名を偽った場合は、不正行為とみなす。

5 答案・持込物は、監督者の指示する場所に置くこと。なお、許可された持込物であっても、貸借した場合は、不正行為とみなす。

6 試験中、携帯電話等の電源は必ず切ること。

(不正行為)

第17条 試験中、不正行為をした場合は、当該科目を無効とし、大阪成蹊大学懲戒規程第3条第3号の規定に基づき、懲戒処分とする。

(追試験)

第18条 やむを得ない事由により、所定の手続をし、定期試験を欠席した者には、追試験の受験を許可する。

2 追試験の受験を希望する者は、所定の期日までに証明書類を添付した試験欠席届を教務部に提出して認定を受けた上、追試験願を提出しなければならない。

3 追試験による成績評価の方法は、定期試験の評価方法に準ずる。

4 追試験の実施時期は、別途掲示で告知する。

(再試験)

第19条 再試験は、所定の手続をした者に受験を許可する。

2 最終学年で卒業見込みの者が、定期試験または追試験受験科目において、次の表の科目のうち、不可評価となった科目について、科目担当者が「再試験受験可」と判断した者を対象とする。

学 部 名	再試験対象科目
経営学部・国際観光学部・ 教育学部・データサイエンス学部	専門演習科目を除く卒業にかかる科目
芸術学部	教養科目及び専門科目の講義科目、外国語科目

3 看護学部については前項の規定にかかわらず、各年次で不可評価になった科目について、科目担

当者が「再試験受験可」と判断した者を対象とする。

- 4 受験できる単位数は、各学期10単位を上限とする。ただし看護学部においてはその限りではない。
- 5 再試験の受験を希望する者は、所定の期日までに1科目受験料2,000円を添えて、再試験願を提出しなければならない。
- 6 再試験による成績評価は、60点を上限とする。

(成績評価)

第20条 成績評価は、授業科目ごとに100点満点として、これを学則第42条に定める「秀・優・良・可・不可」の評語をもって次の通り表し、「可」以上を合格とする。ただし、実習や大阪成蹊大学以外での学修に係る成績の評価については、「合格・不合格」、「認定」などの評語で表すことがある。

100点～90点	秀
89点～80点	優
79点～70点	良
69点～60点	可
59点以下	不可

(GPA制)

第21条 本学は、学生の学業成績を評価し、履修指導に生かすため、Grade Point Average (以下「GPA」という。) 制度を設ける。

- 2 GPAは各学期・通年・通算で、履修した授業科目の成績評価を次の表に示す評価点 (以下「GP」という。) に換算して算出する。

点数	評語	評価点 (GP)
100点～90点	秀	4
89点～80点	優	3
79点～70点	良	2
69点～60点	可	1
59点以下	不可	0

- 3 GPAの算出式は次の通りとする。

$$\text{GPA} = (\text{履修科目の単位数} \times \text{その科目のGP}) \text{の総和} / \text{履修科目の単位数の総和}$$

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第5条関係別表1及び別表2については、令和4年度入学生から適用する。

附 則 (令和4年9月8日)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第5条第1項別表第1の(1)大学共通科目及び(2)専門科目 教育学部については、令和5年度入学生から適用する。

附 則 (令和5年1月26日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第5条関係別表1及び別表2については、令和5年度入学生から適用する。
- 2 令和5年度から新規に開設する経営学部共通専門科目の「特別リレー講義」については、令和2年度入学生から適用する。

(1) - 1 大学共通科目

経営学部・国際観光学部・芸術学部・教育学部・データサイエンス学部

授業科目の名称			経営学部		国際観光学部		芸術学部		教育学部		データサイエンス学部		備考	
			履修単位 必修 選択	卒業要件	履修単位 必修 選択	卒業要件	履修単位 必修 選択	卒業要件	履修単位 必修 選択	卒業要件	履修単位 必修 選択	卒業要件		履修単位 必修 選択
初年次科目	学びの基礎	成蹊基礎演習1	2	2単位	2	6単位以上	2	6単位以上	2	2	2	2	6単位以上	留学生は、母語を除く 対象科目
		成蹊基礎演習2	2	4単位以上	2	6単位以上	2	6単位以上	2	2	2	2	6単位以上	
	文章と表現	スタディスキルズ1	2	4単位以上	2	6単位以上	2	6単位以上	2	2	2	2	6単位以上	
		スタディスキルズ2	2	6単位以上	2	6単位以上	2	6単位以上	2	2	2	2	6単位以上	
外国語科目	外国語	英語基礎 I	1	6単位以上	1	8単位以上	1	2単位以上	1	4単位以上	1	6単位以上	留学生は、母語を除く 対象科目	
		英語基礎 II	1	6単位以上	1	8単位以上	1	2単位以上	1	4単位以上	1	6単位以上		
		英語演習 I	1	6単位以上	1	8単位以上	1	2単位以上	1	4単位以上	1	6単位以上		
		英語演習 II	1	6単位以上	1	8単位以上	1	2単位以上	1	4単位以上	1	6単位以上		
		英語演習 III	1	6単位以上	1	8単位以上	1	2単位以上	1	4単位以上	1	6単位以上		
		英語演習 IV	1	6単位以上	1	8単位以上	1	2単位以上	1	4単位以上	1	6単位以上		
		英語表現 I	1	6単位以上	1	8単位以上	1	2単位以上	1	4単位以上	1	6単位以上		
		英語表現 II	1	6単位以上	1	8単位以上	1	2単位以上	1	4単位以上	1	6単位以上		
		英語表現 III	1	6単位以上	1	8単位以上	1	2単位以上	1	4単位以上	1	6単位以上		
		総合英語A	1	6単位以上	1	8単位以上	1	2単位以上	1	4単位以上	1	6単位以上		
		総合英語B	1	6単位以上	1	8単位以上	1	2単位以上	1	4単位以上	1	6単位以上		
		総合英語C	1	6単位以上	1	8単位以上	1	2単位以上	1	4単位以上	1	6単位以上		
		中国語入門 I	1	6単位以上	1	8単位以上	1	2単位以上	1	4単位以上	1	6単位以上		
		中国語入門 II	1	6単位以上	1	8単位以上	1	2単位以上	1	4単位以上	1	6単位以上		
	フランス語入門 I	1	6単位以上	1	8単位以上	1	2単位以上	1	4単位以上	1	6単位以上			
	フランス語入門 II	1	6単位以上	1	8単位以上	1	2単位以上	1	4単位以上	1	6単位以上			
	韓国語入門 I	1	6単位以上	1	8単位以上	1	2単位以上	1	4単位以上	1	6単位以上			
	韓国語入門 II	1	6単位以上	1	8単位以上	1	2単位以上	1	4単位以上	1	6単位以上			
	海外短期語学研修	2	6単位以上	2	8単位以上	2	6単位以上	2	2	2	2	6単位以上		
	留学生科目	日本語演習1	1	6単位以上	1	8単位以上	1	4単位以上	1	4単位以上	1	6単位以上		留学生は、母語を除く 対象科目
日本語演習2		1	6単位以上	1	8単位以上	1	4単位以上	1	4単位以上	1	6単位以上			
日本語演習3		1	6単位以上	1	8単位以上	1	4単位以上	1	4単位以上	1	6単位以上			
日本語演習4		1	6単位以上	1	8単位以上	1	4単位以上	1	4単位以上	1	6単位以上			
総合日本語		1	6単位以上	1	8単位以上	1	4単位以上	1	4単位以上	1	6単位以上			
大学共通科目	人間と智	人間と文学	2	4単位以上	2	22単位以上	2	20単位以上	2	4単位以上	2	24単位以上	留学生は、母語を除く 対象科目	
		人間と宗教	2	4単位以上	2	22単位以上	2	20単位以上	2	4単位以上	2	24単位以上		
		人間と哲学	2	4単位以上	2	22単位以上	2	20単位以上	2	4単位以上	2	24単位以上		
		人間と芸術	2	4単位以上	2	22単位以上	2	20単位以上	2	4単位以上	2	24単位以上		
		教育学入門	2	4単位以上	2	22単位以上	2	20単位以上	2	4単位以上	2	24単位以上		
		現代倫理	2	4単位以上	2	22単位以上	2	20単位以上	2	4単位以上	2	24単位以上		
		心理学概論	2	4単位以上	2	22単位以上	2	20単位以上	2	4単位以上	2	24単位以上		
		考古学	2	4単位以上	2	22単位以上	2	20単位以上	2	4単位以上	2	24単位以上		
		日本史概説	2	4単位以上	2	22単位以上	2	20単位以上	2	4単位以上	2	24単位以上		
		外国史概説	2	4単位以上	2	22単位以上	2	20単位以上	2	4単位以上	2	24単位以上		
	国際社会と日本	日本国憲法	2	4単位以上	2	4単位以上	2	4単位以上	2	4単位以上	2	4単位以上		留学生は、母語を除く 対象科目
		国際関係論	2	4単位以上	2	4単位以上	2	4単位以上	2	4単位以上	2	4単位以上		
		人権と社会	2	4単位以上	2	4単位以上	2	4単位以上	2	4単位以上	2	4単位以上		
		社会学概論	2	4単位以上	2	4単位以上	2	4単位以上	2	4単位以上	2	4単位以上		
		多文化共生社会	2	4単位以上	2	4単位以上	2	4単位以上	2	4単位以上	2	4単位以上		
		現代と社会福祉	2	4単位以上	2	4単位以上	2	4単位以上	2	4単位以上	2	4単位以上		
		ジェンダー論	2	4単位以上	2	4単位以上	2	4単位以上	2	4単位以上	2	4単位以上		
		大阪の風土と文化	2	4単位以上	2	4単位以上	2	4単位以上	2	4単位以上	2	4単位以上		
		京都の文化と芸術	2	4単位以上	2	4単位以上	2	4単位以上	2	4単位以上	2	4単位以上		
		現代社会と政治	2	4単位以上	2	4単位以上	2	4単位以上	2	4単位以上	2	4単位以上		
科学と環境	生命と科学	2	6単位以上	2	6単位以上	2	6単位以上	2	6単位以上	2	6単位以上	留学生は、母語を除く 対象科目		
	地球環境問題	2	6単位以上	2	6単位以上	2	6単位以上	2	6単位以上	2	6単位以上			
	暮らしの科学	2	6単位以上	2	6単位以上	2	6単位以上	2	6単位以上	2	6単位以上			
健康とスポーツ	スポーツ演習 I	1	6単位以上	1	6単位以上	1	6単位以上	1	6単位以上	1	6単位以上	留学生は、母語を除く 対象科目		
	スポーツ演習 II	1	6単位以上	1	6単位以上	1	6単位以上	1	6単位以上	1	6単位以上			
AI・データリテラシー	健康科学	2	6単位以上	2	6単位以上	2	6単位以上	2	6単位以上	2	6単位以上	留学生は、母語を除く 対象科目		
	情報リテラシー1	2	6単位以上	2	6単位以上	2	6単位以上	2	6単位以上	2	6単位以上			
	情報リテラシー2	2	6単位以上	2	6単位以上	2	6単位以上	2	6単位以上	2	6単位以上			
	情報リテラシー3	2	6単位以上	2	6単位以上	2	6単位以上	2	6単位以上	2	6単位以上			
	データサイエンス基礎	2	6単位以上	2	6単位以上	2	6単位以上	2	6単位以上	2	6単位以上			
	データサイエンス実践	2	6単位以上	2	6単位以上	2	6単位以上	2	6単位以上	2	6単位以上			
	統計学基礎	2	6単位以上	2	6単位以上	2	6単位以上	2	6単位以上	2	6単位以上			
	統計学実践	2	6単位以上	2	6単位以上	2	6単位以上	2	6単位以上	2	6単位以上			
AI入門	2	6単位以上	2	6単位以上	2	6単位以上	2	6単位以上	2	6単位以上				
キャリア科目	学部横断型プロジェクト	企業等連携PBL	2	2単位以上	2	6単位以上	2	6単位以上	2	2単位以上	2	6単位以上	留学生は、母語を除く 対象科目	
		地域連携PBL	2	2単位以上	2	6単位以上	2	6単位以上	2	2単位以上	2	6単位以上		
	キャリア	キャリアプランニング	2	4単位以上	2	6単位以上	2	6単位以上	2	4単位以上	2	6単位以上		
		仕事とキャリア	2	4単位以上	2	6単位以上	2	6単位以上	2	4単位以上	2	6単位以上		
		仕事とキャリア演習	2	4単位以上	2	6単位以上	2	6単位以上	2	4単位以上	2	6単位以上		
		ビジネス・インターンシップ1	2	4単位以上	2	6単位以上	2	6単位以上	2	4単位以上	2	6単位以上		
ビジネス・インターンシップ2	2	4単位以上	2	6単位以上	2	6単位以上	2	4単位以上	2	6単位以上				

授業科目の名称		履修単位		卒業要件	
		必修	選択		
大学共通科目	学びの基礎	成蹊基礎演習 1	2		
		成蹊基礎演習 2		2	
	外国語	英語基礎 I	1		
		英語演習 I		1	
		中国語入門 I		1	
		フランス語入門 I		1	
		韓国語入門 I		1	
	人間と生活・社会の理解	人間と智	人間と文学		2
			人間と哲学		2
		人間と芸術		2	
		現代倫理		2	
		心理学概論		2	
		カウンセリング理論	1		
	国際社会と日本	日本国憲法		2	
		国際関係論		2	
		人権と社会	2		
		社会学概論		2	
		現代と社会福祉		2	
		ジェンダー論		2	
		大阪の風土と文化		2	
	京都の文化と芸術		2		
	科学的思考の基盤	科学と環境	化学	2	
			生物	2	
			生命倫理	1	
			地球環境問題		2
			暮らしの科学		2
	健康とスポーツ	スポーツ演習 I		1	
		健康科学		2	
	A I ・データリテラシー	情報リテラシー 1	2		
情報リテラシー 2			2		
統計学基礎		2			
統計学実践			2		
A I 入門			2		

20 単位以上

必修科目 15 単位 + 選択科目 5 単位

(2) 専門科目

経営学部

① 学部共通専門科目

科目区分	授業科目の名称	履修単位		卒業要件		備考
		必修	選択			
学部基礎科目	経営学入門	2		4 2 単科目	8 単位以上	
	ビジネス会計Ⅰ	2				
	ビジネス会計Ⅱ		2			
	会計学入門		2			
	マーケティング入門		2			
	経営統計入門		2			
学部基幹科目	経営情報入門		2	8 単位以上	24 単位以上	
	経営管理論		2			
	経営戦略論		2			
	管理会計		2			
	流通論		2			
	商品開発論		2			
	ビジネスデータ分析		2			
	専門インターンシップ		2			
経営特論Ⅰ		2				
経営特論Ⅱ		2	4 単位以上			
学部 目展 開科	人的資源管理論					2
	企業倫理					2
	消費者行動論					2
	知財マネジメント					2
	特別リレー講義		2			

a 経営学科

科目区分	授業科目の名称	履修単位		卒業要件	備考
		必修	選択		
専門基礎科目	現代産業論Ⅰ	2		6 単位以上	
	法学概論		2		
	経済学概論		2		
	地理学概論Ⅰ		2		
	地理学概論Ⅱ		2		
	政治学		2		
	社会学総論		2		
	販売マネジメント論		2		
	グローバルビジネス入門		2		
	ビジネス実践入門		2		
	食ビジネス入門		2		
	食品開発論Ⅰ（食品）		2		
	食品開発論Ⅱ（栄養）		2		
	食品開発論Ⅲ（調理）		2		
	食品流通論		2		
	フードコーディネート論		2		
	地域経営入門		2		
	公共経営論Ⅰ		2		
	公法Ⅰ		2		
地域協働論		2			
現代社会と公共哲学		2			
専門基幹科目	民法Ⅰ		2	12 単位以上	
	民法Ⅱ		2		
	公会計論		2		
	企業マーケティング応用		2		
	商品開発応用		2		
	経営情報論		2		
	ビジネス会計応用Ⅰ		2		
	ビジネス会計応用Ⅱ		2		
	経営組織論		2		
	ビジネス文化論		2		
	ビジネス心理学		2		
	中小企業論		2		
	サービスマネジメント		2		
	食品安全マネジメント		2		
	外食・中食産業論		2		
	食ビジネス経営論		2		
	食ビジネス経営実践		2		
	調理学実習Ⅰ		1		
	調理学実習Ⅱ		1		
	テーブルコーディネート実習Ⅰ		1		
	テーブルコーディネート実習Ⅱ		1		
	食品開発実践		2		
	食文化とビジネス		2		
	公共経営論Ⅱ		2		
	公共経済学		2		
	財政学		2		
	公共データ分析		2		
公共政策論Ⅰ		2			
公共政策フィールドワークⅠ		2			
公法Ⅱ		2			
公共社会学		2			
専門展開科目	情報法学		2	8 単位以上	
	産業経営史		2		
	国際経済学		2		
	ビジネス法学		2		
	職業指導		2		
	ソーシャルビジネス論		2		
	環境経営論		2		
	イノベーションマネジメント		2		
	サプライチェーンマネジメント		2		
	国際経営論		2		
	財務諸表論		2		
	地域ビジネス論		2		
	情報システム演習		2		
	食品加工論		2		
	ライフステージ栄養学		2		
	カフェ経営演習		2		
	公共リスクマネジメント		2		
	自治体経営論		2		
	応用経済学		2		
地域経済学		2			
公共政策論Ⅱ		2			
公共政策フィールドワークⅡ		2			
専門演習科目	専門演習1	2		14 単位	
	専門演習2	2			
	専門演習3	2			
	専門演習4	2			
	専門演習5	2			
	専門演習6	4			
自由枠				10単位以上	

<備考>

卒業要件：大学共通科目のうち、初年次科目から必修2単位を含む6単位以上、外国語科目から6単位以上、教養科目から14単位以上、キャリア科目から6単位以上、計36単位以上を修得するとともに、専門科目のうち、必修20単位を含む78単位以上を修得した上で、その他に大学共通科目もしくは専門科目から10単位以上を修得し、合計124単位以上を修得することを卒業要件とする。

科目区分	授業科目の名称	履修単位		卒業要件	備考
		必修	選択		
専門基礎科目	スポーツマネジメント基礎Ⅰ	2		6単位以上	
	スポーツビジネス入門	2			
	スポーツマネジメント基礎Ⅱ	2			
	法学概論		2		
	経済学概論		2		
	地理学概論Ⅰ		2		
	地理学概論Ⅱ		2		
	政治学		2		
	社会学総論		2		
	公法Ⅰ		2		
現代社会と公共哲学		2			
専門基幹科目	スポーツマーケティング論	2		12単位以上	40単位以上 54単位以上
	スポーツ経営論	2			
	スポーツ産業論	2			
	民法Ⅰ		2		
	民法Ⅱ		2		
	公共経済学		2		
	財政学		2		
	公法Ⅱ		2		
	公共社会学		2		
	スポーツファイナンス入門		2		
	スポーツメディア論		2		
	スポーツスポンサーシップ論		2		
	スポーツ法学入門		2		
	スポーツビジネス研究調査		2		
	スポーツキャリア論		2		
	スポーツ組織論		2		
	スポーツ経済論		2		
スポーツ政策論		2			
スポーツ国際協力		2			
スポーツビジネス体験		2			
専門展開科目	トップスポーツビジネス論		2	8単位以上	
	スポーツファイナンス応用		2		
	スポーツイベントマネジメント論		2		
	地域スポーツ経営論		2		
	スポーツツーリズム論		2		
	スポーツ用具論		2		
	スポーツ流通論		2		
	ウェルネスサービスビジネス論		2		
	スポーツ施設マネジメント論		2		
	海外スポーツビジネス調査		2		
	国際経済学		2		
	応用経済学		2		
	地域経済学		2		
専門演習科目	専門演習1	2		14単位	
	専門演習2	2			
	専門演習3	2			
	専門演習4	2			
	専門演習5	2			
	専門演習6	4			
自由枠				10単位以上	
<p><備考> 卒業要件：大学共通科目のうち、初年次科目から必修2単位を含む6単位以上、外国語科目から6単位以上、教養科目から14単位以上、キャリア科目から6単位以上、計36単位以上を修得するとともに、専門科目のうち、必修30単位を含む78単位以上を修得した上で、その他に大学共通科目もしくは専門科目から10単位以上を修得し、合計124単位以上を修得することを卒業要件とする。</p>					

科目区分	授業科目の名称	履修単位		卒業要件		備考
		必修	選択			
専門基礎科目	経営学入門	2		6単位以上	18単位以上	
	会計学入門		2			
	ビジネス会計Ⅰ		2			
	マーケティング入門	2				
	経営統計入門		2			
	特別リレー講義		2			
	人文地理		2	8単位以上		
	短期海外研修		2			
	国際観光概論	2				
	旅行ビジネス論		2			
	観光政策論		2			
	観光資源論		2			
国際経営総論		2	24単位以上			
国際機関論		2				
マイクロ経済学		2		6単位以上		
商法		2				
欧米地域研究		2				
オーストラリア地域研究		2				
経営特論Ⅰ		2				
経営特論Ⅱ		2				
ホスピタリティと異文化理解		2		10単位以上		
観光マーケティング論		2				
レベニューマネジメント		2				
サービス&テクノロジー		2				
国際観光研究特別科目	2					
航空・運輸事業論		2				
MICE & イベント企画論		2				
ホテル・ブライダル経営論		2				
旅行業務取扱管理者演習		2				
地域観光マネジメント		2				
公園・景観論		2				
観光まちづくり論		2				
ツーリズム研究1		2				
フィールドリサーチ		2				
国際経営戦略論		2				
ビジネスモデルマネジメント		2				
国際貿易論		2				
開発経済学		2				
企業財務論		2				
国際人的資源管理論		2				
専門展開科目	専門インターンシップ		2	2単位以上	16単位以上	
	イノベーション&商品開発		2			
	行政学概論		2			
	比較文化論		2			
	アジア市場と日本		2	8単位以上		
	消費者行動論		2			
	Global Marketing		2			
	ブランド・マネジメント		2			
	ビジネスデータ分析		2			
	世界遺産論特殊講義		2			
	文化財論		2			
	NPO・NGO論		2			
	ツーリズム研究2		2			
	競争戦略論		2			
職業指導		2				
コミュニケーション科目	Academic English 1		2	4単位以上		
	Academic English 2		2			
	Conversation Skills A		1			
	Conversation Skills B		1			
	English for Business 1		1			
	English for Business 2		1			
	Conversation Skills C		1			
	Research & Presentation 1		2			
	Research & Presentation 2		2			
	Advanced English 1		1			
Advanced English 2		1				
専門演習	専門演習1	2		14単位以上		
	専門演習2	2				
	専門演習3	2				
	専門演習4	2				
	専門演習5	2				
	専門演習6	4				
自由枠				10単位以上		
<p><備考> 卒業要件：大学共通科目のうち、初年次科目から必修2単位を含む6単位以上、外国語科目から8単位以上、教養科目から14単位以上、キャリア科目から6単位以上、計36単位以上を修得するとともに、専門科目のうち、必修22単位を含む78単位以上を修得した上で、その他に大学共通科目もしくは専門科目から10単位以上を修得し、合計124単位以上を修得することを卒業要件とする。</p>						

芸術学部
 学部専門科目

		授業科目名	単位		卒業要件	備考	
			必修	選択			
学部 共通科目	講義 系科目	芸術学		2	20 単位 以上	24 単位 以上	
		美学		2			
		西洋美術史1		2			
		西洋美術史2		2			
		西洋美術史特論1		2			
		西洋美術史特論2		2			
		東洋美術史		2			
		日本美術史1		2			
		日本美術史2		2			
		現代美術論		2			
		デザイン史		2			
		工芸論		2			
		建築史		2			
		メディア論		2			
		色彩論		2			
		視覚文化論		2			
		広告論		2			
		アートマネージメント論		2			
		デザインマネージメント論		2			
		芸術療法論		2			
	映像（映画）論		2				
	ファッションデザイン史		2				
	特殊講義	特殊講義1		2	2単位 以上		
		特殊講義2		2			
		特殊講義3		2			
		演習 系科目	造形初動演習	造形初動演習	4	4単位	10 単位 以上
			基礎造形演習	基礎造形演習		2	
			美術・デザイン学外演習	美術・デザイン学外演習		2	
			造形演習	デザイン造形演習1		2	
				デザイン造形演習2		2	
				デザイン造形演習3		2	
				デザイン造形演習4		2	
				造形演習1（絵画）		2	
				造形演習2（彫刻）		2	
				造形演習3（工芸）		2	
				造形演習4（デザイン）		2	
	ボランティア・スタディ		ボランティア・スタディ		2		
			プロジェクト演習	プロジェクト演習1		2	
				プロジェクト演習2		2	
		プロジェクト演習3			2		
	プロジェクト演習4			2			
コース 別科目	講義 系科目	造形芸術概論	造形芸術概論	2	2単位	6単位 以上	
		造形芸術専門研究	造形芸術専門研究1		2		
			造形芸術専門研究2		2		
			造形芸術専門研究3		2		
	演習 系科目	造形芸術専門基礎演習	造形芸術専門基礎演習1		2	2単位 以上	
			造形芸術専門基礎演習2		2		
		造形芸術専門基幹演習	造形芸術専門基幹演習1		2	8 単位 以上	
			造形芸術専門基幹演習2		2		
			造形芸術専門基幹演習3		2		
			造形芸術専門基幹演習4		2		
			造形芸術専門基幹演習5		2		
		造形芸術専門展開演習	造形芸術専門展開演習1		2	20 単位 以上	
			造形芸術専門展開演習2		2		
			造形芸術専門展開演習3		2		
			造形芸術専門展開演習4		2		
			造形芸術専門展開演習5		2		
造形芸術専門展開演習6			2				
造形芸術専門展開演習7			2				
卒業研究・制作	卒業研究・制作1		4	8単位			
	卒業研究・制作2		4				
自由枠					10単位以上		
<備考> 卒業要件：大学共通科目から36単位以上、専門科目から78単位以上を修得するとともに、自由選択科目として大学共通科目または専門科目の中から10単位以上を選択履修し、合計124単位以上を修得することを卒業要件とする。							

教育学部
a 初等教育専攻
専攻専門科目

科目区分	授業科目の名称	単位数	卒業要件					
			初等教育コース		幼児教育コース		卒業要件	
			必修	選択	必修	選択	必修	選択
教職基礎	教育学概論	2	2		2		2	
	教職論	2	2		2		2	
初等教育	教育心理学	2	2		2		2	
	教育社会学	2	2		2		2	
初等教育	特別支援教育概論	2	2		2			
	教育課程論	2	2					
	教育方法論・ICT活用	2	2		2			
	道徳の理論及び指導法	2	2					
	総合的な学習の時間の指導法	1	1					
	特別活動の指導法	1	1					
	国語科指導法	2	2					
	社会科指導法	2	2					
	算数科指導法	2	2					
	理科指導法	2	2					
	生活科指導法	2	2					
	音楽科指導法	2	2					
	図画工作科指導法	2	2					
	家庭科指導法	2	2					
	小中保健体育科指導法	2	2					
	小中英語科指導法	2	2					
	生徒・進路指導論	2	2					
学校教育相談	2	2			2			
幼児教育	保育教育課程論(幼稚園)	2	2		2			
	保育内容総論	2	2		2			
	領域(健康)	2	2		2			
	領域(人間関係)	2	2		2			
	領域(環境)	2	2		2			
	領域(言葉)	2	2		2			
	領域(音楽表現)	2			2			
	領域(造形表現)	2	2		2			
	健康領域指導法	2			2			
	人間関係領域指導法	2		6	2			
	環境領域指導法	2			2			
	言葉領域指導法	2			2			
	表現領域指導法Ⅰ	2			2			
	表現領域指導法Ⅱ	2			2			
幼児理解	1	1		1				
保育	保育原理	2			2			
	保育の心理学	2			2			
	子ども家庭福祉	2			2			
	社会福祉	2			2			
	子ども家庭支援論	2			2			
	社会的養護Ⅰ	2			2			
	社会的養護Ⅱ	1			1			
	子ども家庭支援の心理学	2			2			
	子どもの保健	2			2			
	子どもの食と栄養	2			2			
	乳児保育Ⅰ	2			2			
	乳児保育Ⅱ	1			1			
	子どもの健康と安全	1			1			
障害児保育	2			2				
子育て支援	1			1				
教科内容	国語科内容論	2						
	社会科内容論	2						
	算数科内容論	2						
	理科内容論	2						
	生活科内容論	2						
	音楽科内容論	2						
	図画工作科内容論	2						
	家庭科内容論	2						
	体育科内容論	2						
	体育原理	2	10					
	運動学	2						
	生理学Ⅰ	2						
	衛生学	2						
	外国語(英語)科内容論	2						
	英語音声学・音韻論	2						
	英語文学史Ⅰ	2						
	リーディングスキルズⅠ	1						
	リスニングスキルズⅠ	1						
	異文化理解	2						
	国語科教育実践研究	1						
	社会科教育実践研究	1						
算数科教育実践研究	1							
理科教育実践研究	1							

科目区分	授業科目の名称	単位数	卒業要件					
			初等教育コース		幼児教育コース		卒業要件	
			必修	選択	必修	選択	必修	選択
専門 選択科目	体育実技	1			1			
	幼児体育指導論	2						
	水泳	1						
	音楽	ピアノ実技Ⅰ	1					
		ピアノ実技Ⅱ	1					
		ピアノ実技Ⅲ	1					
		ピアノ演習Ⅰ	1					
		ピアノ演習Ⅱ	1					
		ピアノ演習Ⅲ	1					
		ピアノ演習Ⅳ	1					
		伴奏法	2					
		器楽指導法	2					
		歌唱指導法	2					
	リトミック	2						
	図画工作	造形遊び	2					
		子どもとワークショップ	2					
	教育課題	学校・施設ボランティア	2					
		学校教育論	2					
		教育工学入門	2					
		海外教育演習	2					
実践 研究科目	教育実習	教育実習事前事後指導（初等）	1	1		1		
		教育実習Ⅰ（初等）	2	2		2		
		教育実習Ⅱ（初等）	2	2		2		
		幼稚園体験活動	2			2		
		学校体験活動Ⅰ（初等）	2					
		学校体験活動Ⅱ（初等）	2					
		介護等体験（施設）	1	1				
		保育実習Ⅰ―1	2			2		
	保育実習	保育実習Ⅰ―2	2			2		
		保育実習指導Ⅰ―1	1			1		
		保育実習指導Ⅰ―2	1			1		
		保育実習Ⅱ	2			3		
		保育実習指導Ⅱ	1			Ⅱ又はⅢ いずれか 選択		
		保育実習Ⅲ	2					
		保育実習指導Ⅲ	1					
		保育体験活動	2					
	実践演習	教職実践演習（幼稚園、小学校）	2	2				
		保育・教職実践演習（幼稚園）	2			2		
	研究科目	チャ ート ア ル ト リ	基礎ゼミⅠ	2	2	2	2	
			基礎ゼミⅡ	2	2	2	2	
専門基礎演習Ⅰ			2	2	2	2		
専門基礎演習Ⅱ			2	2	2	2		
卒業 研究		専門演習Ⅰ	2	2	2	2		
	専門演習Ⅱ	4	4	4	4			
自由枠			18単位以上					
<p><備考> 卒業要件：大学共通科目から26単位以上、専門科目から80単位以上を修得するとともに、自由選択科目として大学共通科目または専門科目の中から18単位以上を選択履修し、合計124単位以上を修得することを卒業要件とする。 <免許・資格> (1) 初等教育コースにおいて、小学校教諭一種免許状と併せて幼稚園教諭一種免許状を取得しようとする場合は、コース必修の授業科目を修得しなければならない。 (2) 幼児教育コースにおいて、幼稚園教諭一種免許状と併せて保育士資格を取得しようとする場合は、コース必修の授業科目を修得しなければならない。 (3) 初等教育コースにおいて、小学校教諭一種免許状と併せて中学校教諭一種免許状（保健体育・英語）を取得しようとする場合は、共通開設科目を含む中学校教諭一種免許状（保健体育・英語）に必要な授業科目を修得しなければならない。</p>								

教育学部
b 中等教育専攻
専攻専門科目

科目区分	授業科目の名称	単位数	卒業要件							
			保健体育教育コース			英語教育コース			卒業要件	
			必修	選択	特支	必修	選択	特支	必修	選択
教職基礎	教育学概論	2	2			2			2	
	教職論	2	2			2			2	
	教育心理学	2	2			2			2	
	教育社会学	2	2			2			2	
中等教育	特別支援教育概論	2	2			2				
	教育課程論	2	2			2				
	教育方法論・ICT活用	2	2			2				
	道徳の理論及び指導法	2	2			2				
	総合的な学習の時間の指導法	1	1			1				
	特別活動の指導法	1	1			1				
	小中保健体育科指導法	2	2							
	中等保健体育科指導法Ⅱ	2	2							
	中等保健体育科指導法Ⅲ	2	2							
	中等保健体育科指導法Ⅳ	2	2							
	小中英語科指導法	2				2				
	中等英語科指導法Ⅱ	2				2				
	中等英語科指導法Ⅲ	2				2				
	中等英語科指導法Ⅳ	2				2				
	生徒・進路指導論	2	2			2				
	学校教育相談	2	2			2				
専門基礎科目 保健体育教科	陸上競技Ⅰ	1	1							
	器械運動Ⅰ	1	1							
	球技Ⅰ（ネット型）	1	1							
	球技Ⅱ（ベースボール型）	1	1							
	球技Ⅲ（ゴール型）	1	1							
	水泳	1	1							
	野外活動	1								
	体づくり運動	1	1							
	武道	1	1							
	ダンスⅠ	1	1							
	体育原理	2	2							
	スポーツ心理学	2								
	スポーツ経営管理学	2								
	運動学	2	2							
	生理学Ⅰ	2	2							
	生理学Ⅱ	2	2							
	スポーツ生理学	2	2							
	衛生学	2	2							
	公衆衛生学	2	2							
	学校保健	2	2							
	救急処置法	2	2							
	アスレティックトレーニング論	2								
	スポーツ医学	2								
英語教科	英語学概論	2				2				
	英語音声学・音韻論	2				2				
	第二言語習得論	2				2				
	英語文法論	2								
	英語文学史Ⅰ	2				2				
	英語文学史Ⅱ	2				2				
	リーディングスキルズⅠ	1				1				
	リーディングスキルズⅡ	1				1				
	パラグラフライティングⅠ	1				1				
	パラグラフライティングⅡ	1				1				
	リスニングスキルズⅠ	1				1				
	リスニングスキルズⅡ	1				1				
	英語コミュニケーションⅠ	1				1				
	英語コミュニケーションⅡ	1				1				
異文化理解	2				2					
国際理解教育	2				2					

科目区分	授業科目の名称	単位数	卒業要件												
			保健体育教育コース			英語教育コース			卒業要件						
			必修	選択	特支	必修	選択	特支	必修	選択					
専門選択科目	体育・健康	陸上競技Ⅱ	1												
		器械運動Ⅱ	1												
		ダンスⅡ	1												
		スポーツ球技	1												
		学校体育マネジメント演習	1												
		スポーツ測定と評価	2												
		スポーツトレーニング理論演習	2												
		コンディショニング理論演習	2												
		エアロビックエクササイズ理論演習	2												
		スポーツ生理学演習	2												
		運動と生活習慣病	2												
		生涯スポーツと健康	2												
		レクリエーション理論	2												
		レクリエーション演習	2												
		実践体育教育研究Ⅰ	2												
		実践体育教育研究Ⅱ	2												
		英語・グローバル	英語プレゼンテーションⅠ	1											
			英語プレゼンテーションⅡ	1											
	インテンシブ・リーディングⅠ		1												
	インテンシブ・リーディングⅡ		1												
	アカデミックライティングⅠ		1												
	アカデミックライティングⅡ		1												
	インタラクティブ・リスニングⅠ		1												
	インタラクティブ・リスニングⅡ		1												
	実践英語教育研究Ⅰ		2												
	実践英語教育研究Ⅱ		2												
	海外英語教育演習Ⅰ		2												
	海外英語教育演習Ⅱ	8													
	英語イマージョン	2													
	特別支援教育	特別支援教育原論	2			2									
		視覚障害総論	1			1									
		聴覚障害総論	1			1									
		発達障害総論	1			1									
		重度重複障害総論	1			1									
		障害発達支援論	2			2									
		知的障害者の心理・生理・病理	2			2									
		肢体不自由者の心理・生理・病理	2			2									
		病弱者の心理・生理・病理	2			2									
		知的障害教育論	2			2									
肢体不自由教育論		2			2										
病弱教育論		2			2										
障害共生支援論		2			2										
障害者の生理病理と指導の方法		1			1										
学校・施設ボランティア		2													
教育課題		学校教育論	2												
		教育工学入門	2												
		海外教育演習	2												
		2													
実践研究科目	体験・実習	教育実習事前事後指導（中等）	1		1				1						
		教育実習Ⅰ（中等）	2		2				2						
		教育実習Ⅱ（中等）	2		2				2						
		学校体験活動Ⅰ（中等）	2												
		学校体験活動Ⅱ（中等）	2												
		教育実習事前事後指導（特支）	1					1				1			
		特別支援学校教育実習	2					2				2			
		介護等体験（施設）	1			1				1					
	卒業演習	教職実践演習（中学校、高等学校）	2		2				2						
			2		2				2						
	研究科目	トライアル	基礎ゼミⅠ	2	2			2					2		
			基礎ゼミⅡ	2	2			2					2		
			専門基礎演習Ⅰ	2	2			2					2		
			専門基礎演習Ⅱ	2	2			2					2		
卒業研究		専門演習Ⅰ	2	2			2					2			
		専門演習Ⅱ	4	4			4					4			
自由枠				18単位以上											
<p><備考> 卒業要件：大学共通科目から26単位以上、専門科目から80単位以上を修得するとともに、自由選択科目として大学共通科目または専門科目の中から18単位以上を選択履修し、合計124単位以上を修得することを卒業要件とする。</p> <p><免許> (1) 保健体育教育コースにおいて、中学校教諭一種免許状（保健体育）と併せて高等学校教諭一種免許状（保健体育）を取得しようとする場合は、コース必修の授業科目を修得しなければならない。 (2) 英語教育コースにおいて、中学校教諭一種免許状（英語）と併せて高等学校教諭一種免許状（英語）を取得しようとする場合は、コース必修の授業科目を修得しなければならない。 (3) 中等教育専攻において、特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者・肢体不自由者・病弱者）を取得しようとする場合は、中学校教諭一種免許状（保健体育・英語）、高等学校一種免許状（保健体育・英語）を有したうえで、特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者・肢体不自由者・病弱者）取得に必要な授業科目を修得しなければならない。 (4) 中等教育専攻において、中学校教諭一種免許状（保健体育・英語）と併せて小学校教諭一種免許状を取得しようとする場合は、共通開設科目を含む小学校教諭一種免許状に必要な授業科目を修得しなければならない。</p>															

区分	授業科目の名称	単位数		卒業要件		
		必修	選択			
専門基礎科目	データサイエンスのための数学基礎		2	16 単位 以上		
	プログラミング基礎	2				
	統計学 1	2				
	データサイエンス概論	2				
	データマイニング基礎	2				
	計算機概論 1	2				
	データと数理 1		2			
	アルゴリズム		2			
	データ可視化	2				
	ソフトウェア工学基礎	2				
専門基幹科目	データと数理 2		2	26 単位 以上	56 単位 以上	92 単位 以上
	統計学 2		2			
	計算機概論 2	2				
	情報検索	2				
	情報ネットワークとWeb	2				
	回帰と分類		2			
	ヒューマン・コンピュータ・インタラクション	2				
	時系列分析		2			
	人工知能 1	2				
	機械学習 1		2			
	インターネット開発	2				
	データベース 1	2				
	モデリングとシミュレーション		2			
	セキュリティとプライバシー保護	2				
	セキュリティとデータ一貫性	2				
	クラスタ分析とパターンマイニング	2				
テキスト解析論		2				
ビジネス基礎		2				
専門展開科目	統計学 3		2	14 単位 以上		
	データと数理 3		2			
	機械学習 2		2			
	可視化情報学	2				
	データベース 2	2				
	スポーツデータ科学		2			
	情報と職業	2				
	人工知能 2		2			
	計算機援用工学 (CAE)		2			
	ビッグデータとクラウド	2				
	データ活用	2				
	事業機会とビジネスモデル		2			
	観光情報学		2			
	健康・医療データ科学		2			
サービス経営とデータサイエンス	2					
専門演習科目	未来クリエーションプロジェクト 1	4		20 単位	36 単位	
	未来クリエーションプロジェクト 2	4				
	未来クリエーションプロジェクト 3	4				
	未来クリエーションプロジェクト 4	4				
	未来クリエーションプロジェクト 5	4				
	卒業研究 1	4		16 単位		
	卒業研究 2	6				
	卒業研究 3	6				
<p><備考> 卒業要件：大学共通科目のうち、初年次科目から必修2単位を含む6単位以上、外国語科目、教養科目から24単位以上、キャリア科目から2単位以上を含む、計32単位以上を修得するとともに、専門科目から、必修46単位を含む92単位以上を修得し、合計124単位以上を修得することを卒業要件とする。</p>						

看護学部
学部専門科目

区分	授業科目の名称	単位数		卒業要件	国家試験受験資格取得要件
		必修	選択		
専門科目（基礎分野）	人体の構造と機能	人体の構造と機能Ⅰ	2		必須科目 26単位
		人体の構造と機能Ⅱ	2		
		病理学	2		
		生化学	2		
		薬理学	2		
		病原微生物と感染	2		
	疾病の成り立ちと回復の促進	栄養学	2		
		疾病治療論Ⅰ	1		
		疾病治療論Ⅱ	1		
		疾病治療論Ⅲ	1		
	健康支援と社会保障制度	疾病治療論Ⅳ	1		
		発達心理学	2		
		疫学・保健統計学	2		
		公衆衛生学	1		
		社会福祉と社会保障	2		
専門科目（専門分野）	基礎看護学	保健医療福祉行政論	1		112 単 位 以 上
		看護学概論Ⅰ	1		
		看護学概論Ⅱ	1		
		基礎看護学方法論Ⅰ	2		
		基礎看護学方法論Ⅱ	2		
		基礎看護学方法論Ⅲ	2		
		基礎看護学方法論Ⅳ	2		
		基礎看護学実習Ⅰ	1		
	基礎看護学実習Ⅱ	2			
	成人看護学	成人看護学概論	2		
		成人看護学援助論Ⅰ	2		
		成人看護学援助論Ⅱ	2		
		成人看護学方法論Ⅰ	1		
		成人看護学方法論Ⅱ	1		
		成人看護学実習Ⅰ	3		
	老年看護学	成人看護学実習Ⅱ	3		
		老年看護学概論	2		
		老年看護学援助論	1		
		老年看護学援助方法論	2		
	地域・在宅看護学	老年看護学実習	3		
		地域・在宅看護学概論	2		
		地域・在宅看護学援助論	1		
		地域・在宅看護学援助方法論	2		
	精神看護学	地域・在宅看護学実習	3		
		精神看護学概論	2		
		精神看護学援助論	1		
		精神看護学援助方法論	2		
	母性看護学	精神看護学実習	2		
		母性看護学概論	2		
		母性看護学援助論	1		
母性看護学援助方法論		2			
小児看護学	母性看護学実習	2			
	小児看護学概論	2			
	小児看護学援助論	1			
	小児看護学援助方法論	2			
公衆衛生看護学	小児看護学実習	2			
	公衆衛生看護学概論	2			
	健康教育論	2			
	公衆衛生看護管理論		1		
	家族相談援助論		1		
	公衆衛生看護活動論		2		
	地域看護診断学Ⅰ		2		
	地域看護診断学Ⅱ		2		
公衆衛生看護学演習		2			
公衆衛生看護学実習		5			
					<看護師> 必須科目 83単位 + 選択科目 (看護の統合と実践) 3単位
					<保健師> 必須科目 100単位 + 選択科目 (看護の統合と実践) 1単位

専門科目（専門分野）	看護の統合と実践	地域健康探索論Ⅰ	1	
		地域健康探索論Ⅱ	1	
		地域健康探索展開論		1
		国際看護論		1
		災害看護論	1	
		地域包括ケア論	1	
		多職種連携チームケア論	1	
		ウイメンズヘルス論		1
		がん看護学	1	
		緩和ケア論		1
		看護教育学		1
		看護倫理	1	
		看護マネジメント論	1	
		精神保健論		1
		地域健康探索論演習	1	
		看護の統合と実践実習	2	
		卒業研究Ⅰ	2	
		卒業研究Ⅱ	2	
養護科目	学校保健		2	
	養護概説		2	
<p><備考> 卒業要件：大学共通科目のうち、必修15単位を含む20単位以上、専門科目（基礎分野）から必修26単位及び専門科目（専門分野）から必修83単位、「看護の統合と実践」の区分より選択科目3単位以上を修得し、合計132単位以上を修得することを卒業要件とする。</p> <p><国家試験受験資格> (1) 卒業要件を満たした者は、看護師国家試験受験資格を得ることができる。 (2) 前号に加え、保健師教育課程の卒業要件を満たした者は、保健師国家試験受験資格を得ることができる。</p>				

経営学部

(1) 教育の基礎的理解に関する科目等

授業科目名	単位	備考
教育学概論	2	
教職論	2	
教育社会学	2	
教育心理学	2	
特別支援教育概論	2	
教育課程論	2	
道徳の理論及び指導法	2	
総合的な学習の時間の指導法	1	
特別活動の指導法	1	
教育方法論・ICT活用	2	
生徒・進路指導論	2	
学校教育相談	2	
教育実習事前事後指導（中等）	1	
教育実習Ⅰ（中等）	2	
教育実習Ⅱ（中等）	2	
学校体験活動Ⅰ（中等）	2	
学校体験活動Ⅱ（中等）	2	
教職実践演習（中学校、高等学校）	2	

(2) 教科の指導法に関する科目

授業科目名	単位	備考
社会科（地理歴史分野）指導法Ⅰ	2	
社会科（地理歴史分野）指導法Ⅱ	2	
社会科・公民科指導法Ⅰ	2	
社会科・公民科指導法Ⅱ	2	
商業科指導法Ⅰ	2	
商業科指導法Ⅱ	2	

(3) 大学が独自に設定する科目

授業科目名	単位	備考
人権と社会	2	
道徳の理論及び指導法	2	
現代倫理	2	
介護体験	2	
学校教育論	2	
海外教育演習	2	

国際観光学部

(1) 教育の基礎的理解に関する科目等

授業科目名	単位	備考
教育学概論	2	
教職論	2	
教育社会学	2	
教育心理学	2	
特別支援教育概論	2	
教育課程論	2	
総合的な学習の時間の指導法	1	
特別活動の指導法	1	
教育方法論・ICT活用	2	
生徒・進路指導論	2	
学校教育相談	2	
教育実習事前事後指導（中等）	1	
教育実習Ⅰ（中等）	2	
教育実習Ⅱ（中等）	2	
学校体験活動Ⅰ（中等）	2	
学校体験活動Ⅱ（中等）	2	
教職実践演習（中学校、高等学校）	2	

(2) 教科の指導法に関する科目

授業科目名	単位	備考
商業科指導法Ⅰ	2	
商業科指導法Ⅱ	2	

(3) 大学が独自に設定する科目

授業科目名	単位	備考
人権と社会	2	
道徳の理論及び指導法	2	
現代倫理	2	
介護体験	2	
学校教育論	2	
海外教育演習	2	

芸術学部

(1) 教育の基礎的理解に関する科目等

授業科目名	単位	備考
教育学概論	2	
教職論	2	
教育社会学	2	
教育心理学	2	
特別支援教育概論	2	
教育課程論	2	
道徳の理論及び指導法	2	
総合的な学習の時間の指導法	1	
特別活動の指導法	1	
教育方法論・ICT活用	2	
生徒・進路指導論	2	
学校教育相談	2	
教育実習事前事後指導(中等)	1	
教育実習Ⅰ(中等)	2	
教育実習Ⅱ(中等)	2	
学校体験活動Ⅰ(中等)	2	
学校体験活動Ⅱ(中等)	2	
教職実践演習(中学校、高等学校)	2	

(2) 教科の指導法に関する科目

授業科目名	単位	備考
美術科指導法Ⅰ	2	
美術科指導法Ⅱ	2	
美術科指導法Ⅲ	2	
美術科指導法Ⅳ	2	

(3) 大学が独自に設定する科目

授業科目名	単位	備考
人権と社会	2	
道徳の理論及び指導法	2	
現代倫理	2	
介護体験	2	
学校教育論	2	
海外教育演習	2	

(4) 博物館に関する科目

授業科目名	単位	備考
博物館概論	2	
博物館経営論	2	
博物館資料論	2	
博物館資料保存論	2	
博物館展示論	2	
博物館教育論	2	
博物館情報・メディア論	2	
生涯学習概論	2	
博物館実習	3	

(5) 二級・木造建築士に関する科目

授業科目名	単位	備考
建築環境工学	2	
建築設備	2	
建築構造力学	2	
建築一般構造	2	
建築材料	2	
建築生産・法規	2	

(1) 教育の基礎的理解に関する科目等

授業科目名	単位	備考
教育学概論	2	
教職論	2	
教育社会学	2	
教育心理学	2	
特別支援教育概論	2	
教育課程論	2	
総合的な学習の時間の指導法	1	
特別活動の指導法	1	
教育方法論・ICT活用	2	
生徒・進路指導論	2	
学校教育相談	2	
教育実習事前事後指導(中等)	1	
教育実習Ⅰ(中等)	2	
教職実践演習(中学校、高等学校)	2	

(2) 教科の指導法に関する科目

授業科目名	単位	備考
情報科指導法Ⅰ	2	
情報科指導法Ⅱ	2	

看護学部

(1) 教育の基礎的理解に関する科目等

授業科目名	単位	備考
教育学概論	2	
教職論	2	
教育社会学	2	
教育心理学	2	
特別支援教育概論	2	
教育課程論	2	
道徳の理論及び指導法	2	
総合的な学習の時間の指導法	1	
特別活動の指導法	1	
教育方法論・ICT活用	2	
生徒・進路指導論	2	
学校教育相談	2	
養護実習事前事後指導	1	
養護実習Ⅰ	2	
養護実習Ⅱ	2	
教職実践演習(養護教諭)	2	

経営学部・国際観光学部・芸術学部・教育学部・データサイエンス学部

(1) 司書教諭に関する科目

授業科目名	単位	備考
学校経営と学校図書館	2	
学校図書館メディアの構成	2	
学習指導と学校図書館	2	
読書と豊かな人間性	2	
情報メディアの活用	2	

○ 大阪成蹊大学学位規程

平成15年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪成蹊大学学則(平成15年4月1日。以下「学則」という。)第46条の規定に基づき、大阪成蹊大学(以下「本学」という。)における学位の授与に関し、必要な事項を定める。

(学位)

第2条 本学において授与する学位は、次の表のとおりとする。

経営学部	経営学科	学士(経営学)
	スポーツマネジメント学科	学士(経営学)
	国際観光ビジネス学科	学士(経営学)
芸術学部	造形芸術学科	学士(芸術)
教育学部	教育学科	学士(教育学)
国際観光学部	国際観光学科	学士(経営学)
データサイエンス学部	データサイエンス学科	学士(データサイエンス)
看護学部	看護学科	学士(看護学)

(学位の授与)

第3条 本学に4年以上在学し、学則第45条に定める所定の単位を修得した者については、当該学部教授会の審議を経て、学長が学士の学位を授与する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月24日)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月23日)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月27日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年12月18日)

この規程は、平成27年4月1日より施行する。

附 則(平成27年3月26日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月24日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年10月30日)

この規程は、平成29年10月30日から施行する。

附 則(平成30年2月22日)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年1月24日)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年9月26日)

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和2年3月19日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年1月27日）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年1月26日）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。